

留学のしおり (全学年タイプ AB 学生向け)

この案内は留学に関する各種手続きについて説明したものです。進級・卒業に関わる重要な内容ですので、出発前に必ず全ての項目に目を通してください。

学費について

- 交換留学の場合: 派遣先大学の学費が免除されます。
- 私費留学の場合: 留学によって慶應義塾の科目を履修できなかった期間（学期単位）の授業料・施設設備費が免除されます。
 - 学費はまず全額を慶應義塾に納め、帰国後に授業料分の返金を申請することになります。
 - 振込を行った領収書は必ず保管してください。
 - 免除の手続きについては、保証人に郵送される留学許可通知に同封されます。

学則について

- 現在留学中で、就学後に遡及進級を希望する場合、適用される学則に注意が必要です。
- 遡及進級は、就学時点の学則ではなく、原則として留学を開始した時点の学則に基づきます。
- 詳細や不明な点がある場合は、K-Support のニュースを確認の上、所属キャンパス（日吉または三田）の学生部経済学部担当に問い合わせてください。

履修・単位認定手続

- 留学が承認された期間に慶應で授業・試験が行われる科目は全て「無効」になります。語学・研究会等の春秋セット科目や通年科目の場合は、春学期、秋学期いずれも無効となりますので特に注意してください。

● **帰国後の春学期科目履修について**

- 帰国後に春学期科目の履修を希望する場合、春学期の履修申告期間開始前に帰国し、就学届を提出してください。
- 履修申告期間の開始後であっても、履修エラー修正期間の前であれば、春学期科目を履修申告することが可能です。ただし、履修申告期間中に抽選等が行われ、定員に達した科目は履修できません。
- 春学期の履修エラー修正期間後に帰国する場合、春学期に開講されている科目（語学・研究会等の春秋セット科目や通年科目を含む）は履修できません。

● **春秋セット科目の「継続履修」**

秋学期～次年度春学期にかけて留学する場合、出発前の春学期に履修していた春秋セット科目の秋学期分を帰国後に履修することができます。これを「継続履修」と言います。継続履修により、無効となっていた科目を続けて履修することが可能になります。申請の条件は以下のとおりです。

- （Ⅰ）出発前、帰国後に科目担当者に留学に伴う継続履修の意思があることを伝えること。
- （Ⅱ）帰国後に同科目が同教員によって春秋セットで開講されていること（外国語科目・基本科目は別教員でも可）。
- （Ⅲ）帰国後の秋学期履修申告期間に所属キャンパス（日吉または三田）の学生部経済学部担当窓口で同科目を申告すること（Web 登録は不可）。原則、履修申告（一次）期間中とする。
※帰国後の春学期に履修申告する場合、継続履修の権利はなくなります。改めて履修しなおしてください。

● **留学先で取得した科目の「単位認定」**

留学先で取得した単位を慶應義塾大学の単位として認定することができます。

- 申請手続きと必要書類：
 - ◇ 「外国の大学における取得単位認定願・在学期間算入願」に記入する。
＊ 【経済学部（日吉）】留学先大学の単位認定と在学期間算入について（1, 2 年生対象）、【三田経済】留学先大学の単位認定と在学期間算入について（3, 4 年生対象）を参照。
 - ◇ 派遣先大学の成績証明書（原本）、授業時間数の根拠資料、シラバスを指定された方法で所属キャンパス（日吉または三田）の学生部経済学部担当に提出する。

- ◇ 後日、経済学部担当からの指示に応じて、その他の資料（授業で配布された資料、レポート、試験問題等）を持参のうえで学習指導面談を受ける。
- 注意事項
 - ◇ 希望どおりに認定されるとは限りません。認定は留学先での履修実績をもとに総合的に判断されるため、留学前、帰国前に認定可否について回答することはできません。
 - ◇ 申請は原則として帰国後 2 週間以内に行ってください。成績証明書原本が未到着の場合は、Web 成績確認画面のプリントアウトをまず提出してください。
 - ◇ 派遣先大学の成績証明書（原本）：日付・電子署名（Digital Signature もしくは University Seal）が付与され、真正性が担保された電子証明書（PDF）も原本として受け付けます。
 - ◇ 証明書の偽造・改ざんを行った場合、学部学則 188 条に基づき処分されることがあります。
- 認定の条件等
 - ◇ 科目の割当

慶應側の科目種類に応じて、留学先での単位取得科目を以下のいずれかの方法により認定します。必修外国語科目の認定はできません。また、内容が初歩的または非学問的な科目については単位の認定ができない場合があります。

 - 慶應の類似の個別科目に読み替えて認定：
基本科目、基礎教育科目、専門基礎必修科目、外国語科目、自由科目
 - 「留学認定科目（分野名）」として認定：
特殊科目、関連科目、専門基礎選択必修科目、総合教育科目、自主選択科目
 - ◇ 単位の換算
 - 授業時間数、留学先の大学で標準とされる学期当たりの履修科目数を勘案して行われます。
 - 目安として、学修時間（授業時間と必要な自習時間の合計）1,350 分以上で 2 単位となります。
 - アメリカの大学の場合
 - ◇ セメスター制での 3 単位（1 科目）は慶應の 4 単位として認定。

☆ クォーター制での 4 単位（1 科目）は慶應の 4 単位として認定。

➤ 欧州の大学の 場合（ECTS 単位の換算）：

- x ECTS 単位取得した場合、原則 k 単位を慶應の単位として認定します。
- ただし、 k は $2x/3$ を超えない最大の偶数とします。
- 例えば、 $x=4$ または 5 のときは $k=2$ 、 $x=6$ のときは $k=4$ となります。

➤ いずれの場合も、語学・実技科目の認定単位数は上記の半分となります。

☆ 評語

認定された科目の評語は取得した成績にかかわらず「G（認定）」となります。GPA 算出の対象にはなりません。

☆ 単位が認定される学期

- 原則として 1 学期間の留学であればその学期。
- 2 学期間の留学であれば帰国年度の春学期となります。
- 秋学期定期試験前～春学期の留学者で 2 年→3 年に遡及進級を行う場合、出発年度の秋学期の単位として認定され、遡及進級に必要な要件以上に認定された単位は 16 単位を上限として進級後の 3 年春学期に認定することが可能です。
- 2 年秋学期のみの留学の場合でも、特殊科目・関連科目を 8 単位まで進級後の 3 年春学期に認定することが可能です。
- 秋学期定期試験前～春学期の留学者で 3 年→4 年に遡及進級を行う場合、出発年度の秋学期の単位として認定され、遡及進級に必要な要件以上に認定された単位は、6 単位を上限として進級後の 4 年春学期に認定することが可能です。

☆ 認定単位数の上限

- 1 年間の留学で 48 単位。
- 半期の留学で 24 単位。
- 他大学科目（東京科学大学設置科目含む）の認定は 60 単位が限度です。

- 留学によって認定された単位は履修上限には含まれません（進級・卒業条件の単位数には含めます）。

- 「在学」期間への算入、「遡及進級」

進級・卒業には単位の条件を満たすことに加え、「在学」の在籍ステータスで学年ごとに2学期間在学し、かつ、その年度末時点で「在学」であることが必要です。

➤ 算入手続

- ◇ 留学中の慶應での在籍ステータスは「留学」となり、そのままでは「在学」としては認められません。留学期間を慶應での在学期間として算入し、慶應の在籍ステータスを「在学」にすることを希望する場合は、「外国の大学における取得単位認定願・在学期間算入願」にその旨記入の上、指定された方法で所属キャンパス（日吉または三田）の学生部経済学部担当に提出し、帰国後に学習指導面談を受ける必要があります。
- ◇ 在学期間への算入は1年が限度です（複数回留学しても合わせて1年）。

➤ 遡及進級

- ◇ （Ⅰ）留学出発と同年度内に帰国した場合、学習指導面談において、留学期間を在学期間として算入し、「留学」となっていた在籍ステータスを「在学」とみなすことが認められれば、その年度末に進級・卒業することが可能です（ただし、「在学」学期数以外の進級・卒業要件も満たす必要があります）。算入を行わず、その年度末において2学期間の「在学」に満たなかった場合は、取得単位数にかかわらず原級となります。
- ◇ （Ⅱ）留学中に年度末を迎えて原級となった場合、帰国後に下記の条件を満たすことにより遡及進級（4月1日に遡って進級すること）が可能です。
 - （ⅰ）学習指導面談において、留学期間を在学期間へ算入し、「留学」の在籍ステータスを「在学」とすることが認められること。
 - （ⅱ）「出発前までの慶應での在学期間と取得単位」に「算入期間と留学先での認定単位」を合わせて進級条件を満たすこと（秋学期の試験後に出発した場合は出発年度までの取得単位のみで単位条件を満たすこと）。
- ◇ （Ⅰ）（Ⅱ）いずれの場合も、申請に基づき、学部会議（教授会）での承認が必要です。原則として、9月卒業を希望する場合は、7月上旬まで

に、3月卒業を希望する場合は、1月上旬までに帰国・申請を行う必要があります。

- ◇ いかなる場合でも、遡及卒業（3月に遡って卒業すること）はできません。

留学前の注意事項

- 留学する国の大使館のホームページを参照し、どのビザが必要か確認してください。
- 昨今の世界情勢に連動し、年々審査が厳しくなったり、日数がかかったりする傾向にあります。場合によっては1ヶ月以上かかる場合もあるので、早めに手続きを開始することが重要です。
- 原則、ビザ手続きを理由に学内で特別な配慮がなされることはありません（例：ビザ手続きにより期末試験を欠席し、追加試験を申請することはできません）。また、ビザ手続きについて、大学から大使館への問い合わせ・照会を行うことはできません。

留学先での生活について

- 留学先では皆さんは個人としてのみではなく、「**慶應義塾**」の**学生の代表**として見られることになります。そのことをきちんと自覚し、慶應義塾の学生として恥じることの無い行動を心がけてください。
- 海外は文化も異なり、日本の常識が通用しない場合があります。大学生活はもちろんのこと、私生活においても軽率な行動は避け、トラブルや事件等に巻き込まれないように十分に注意してください。
- 万が一問題が生じてしまった場合は、留学先大学や日本大使館、または慶應義塾大学に連絡してください。
- なお、留学先での不測の事態に備え、必ず下記の外務省の渡航登録サービスに登録してください。
 - 渡航（3ヶ月未満）の場合： 外務省海外旅行登録 **たびレジ**
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)
 - 滞在（3ヶ月以上）の場合： 在留届電子届出システム **ORRnet**
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>)

帰国後の提出物一覧

1. 必ず提出
 - (ア) 就学届（帰国後速やかに）
 - (イ) 成績証明書原本（発行され次第、単位認定を希望しない場合は写しでも可）
2. 単位認定・期間算入希望者のみ提出（一方のみの申請も可）
 - (ア) 外国の大学における取得単位認定願・在学期間算入願（帰国後 2 週間以内）。
詳細は [【経済学部（日吉）】留学先大学の単位認定と在学期間算入について](#)
（1, 2 年生対象）、[【三田経済】留学先大学の単位認定と在学期間算入について](#)
（3, 4 年生対象）を参照してください。
3. 経済学部独自枠交換留学参加者のみ提出
 - (ア) [留学報告書](#)
※全塾枠交換留学に参加した学生は、国際センターからの指示により提出してください。

さいごに一学習指導主任からのメッセージ

学生時代の海外留学は、皆さんの物事に対する見方・考え方の幅を広げ、その後の人生に決定的ともいえる影響を与える貴重な機会です。

留学中に戸惑いや苦労を経験するかもしれませんが、それこそ皆さんを鍛え、成長させる糧になります。一回りも二回りも成長した皆さんと再会できることを楽しみにしております。

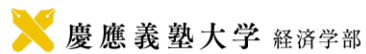
【連絡先】

慶應義塾大学三田学生部経済学部担当：

住所: Faculty of Economics Section, Office of Student Services, Keio University
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan

電話: +81-3-5427-1556（平日 8:30～17:00【日本時間】）

慶應義塾大学日吉学生部経済学部担当：



住所: Faculty of Economics Section, Office of Student Services, Keio University
4-1-1 Hiyoshi, Kohoku-ku Yokohama-shi, Kanagawa 223-8521, Japan
電話: +81-45-566-1012 (平日 8:30~17:00【日本時間】)

問い合わせ: [K-Support (keio.jp) にログイン] → [FAQ・問い合わせ] → [問い合わせ]

(2025 年 10 月版)